

大津圏域における就労定着支援の利用に関して

1. 就労定着支援とは

厚生労働省平成 30 年 7 月 30 日付け『就労定着支援の円滑な実施について』参照

①目的

・就労の継続を図るために、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や就労に伴う環境変化により生じた生活面・就業面の課題解決等に向けて必要な支援を行う。

②対象者

・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である 6 月を経過した人。

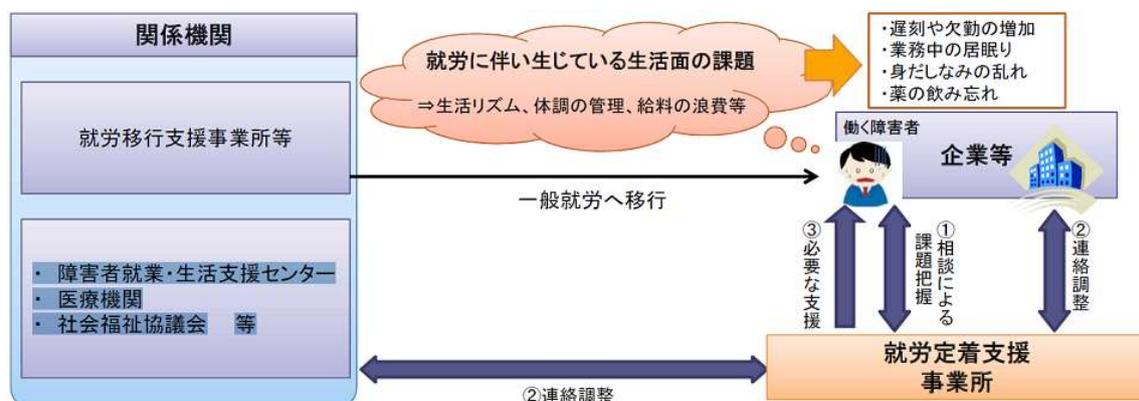
・就労移行支援等の利用を経て、就労を継続している期間が 6 月以上 3 年 6 月未満の方。

③支援内容

・利用者との対面による支援を月 1 回以上行う。本人の状況を把握する中で、職業生活上の課題が生じた場合には、本人に代わって就労定着支援員が課題を解決するだけでなく、本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得できるようになることを目的に支援することが必要である。

・利用者を雇用する事業主に対しては、月 1 回以上の訪問による支援を努力義務としている。

・支援を終了する場合においては、本人の希望や状況、事業主の状況等に応じて支援の継続が必要な場合は 障害者就業・生活支援センターや地方自治体が設置する就労支援機関等（以下「障害者就業・生活支援センター等」という。）に適切に引き継ぐ。また、就労定着支援事業所自らの判断により、支給決定期間終了後も本人の希望に応じて支援を継続することもできる。



④支給決定期間

- ・最大 3 年間（支給決定は 1 年ごとに更新必要）
- ・就職後 7 月目の時点で本人が職場定着支援の必要性を理解できず 就労定着支援の利用を希望しなかった場合又は支援途中で利用を希望しなくなった場合においても、改めて後日に就労定着支援の利用を希望するときには、3 年 6 か月から就労継続期間を除いた期間に限り支給決定を行って差し支えない。

⑤支援の流れ



* 就労移行支援事業所には就職後支援として以下のことが求められています。そのため就労定着支援は就職して 6 か月後移行からの利用となります。

「利用者が就職してから、少なくとも 6 ヶ月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援を行うこと。」

⑥働き暮らし応援センターとの連携

- ・就労定着支援の利用期間中は、利用者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を就労定着支援事業所が主体的に行うことが求められる。
- ・以下に掲げる事項については、就労定着支援事業所が、個別支援計画に位置づけた上で支援センターの協力を得ることは妨げない。
- *利用者及び事業主への対応に係る助言・援助
- *チーム支援における連携
- *集団による交流機会等への参加
- *サービス提供終了後の支援センターへの引き継ぎ

⑦その他

- ・利用者との対面による支援を月 1 回以上行わない場合には請求できない。
- ・定着率を高めるために、利用者を選別することは認められず、就労定着支援の利用を希望する障害者に対しては、原則として応じなければならない。
- ・就労定着支援に係る就労定着支援計画の作成を行うこととなるが、サービス管理責任者は、就労定着支援計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも 3 月に 1 回以上、就労定着支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労定着支援計画の変更を行うこと

*** 平成 30 年度報酬改定 Q & より**

・質問 1 「就労移行支援又は就労定着支援若しくはその両方の サービスを利用して通常の事業所に雇用された者が、 職場とのミスマッチがあり、サービス事業者が支援の一環として、速やかに別の通常の事業所に転職をさせるケースは十分想定されます。 いったん離職した場合、定着支援の期間はリセットされてしまうのでしょうか？」

→回答：「離職から 1 か月以内に他の通常の事業所への就職が決まった場合、就労が定着しているものとみなします。つまり、いったん離職しても定着支援の期間はリセットされないこととなります。（ただし、1 回の転職に限る。）」

・質問 2：「就労定着者の証明方法について 就職者が定着している証明として、どのようなものが 必要でしょうか？」

→回答：「就労定着支援事業所からの書類（アセスメント等、定着した状況が把握できるもの）と、本人からの在職証明書（原則）の提出を求めます。なお、クローズ等の 個々の状況により、在職証明書が提出できない場合は、給与明細や、保険証の写し等（就労が継続している旨を証明できるもの）の提出を求めます。」

・質問 3：「離職後、転職又は復職に関わる支援は含まれないのでしょうか？ ミスマッチの就職先を変更する場合や病状や生活面 から、一時休職や離職を勧め、再度立て直すという場 合もあるのだが。」

→回答「指定就労定着支援事業者は、離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、特定相談支援事業者など関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者などの関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければなりません。」

2. 大津圏域における就労定着支援の利用に関して

1. 対象者

・就労定着支援事業を運営している就労移行支援事業所等を利用している方の中で、企業就労後に就労定着支援事業を希望する方。

→就労定着支援事業をしていない就労移行支援事業所等を利用している方に関しては、企業就労後の就労定着支援はおおつ働き暮らし応援センターにて基本行う。



2. 支援内容

- ・月 1 回の本人との面接
- ・利用者に代わって行う就労上の問題解決
- ・利用者に課題解決のためのスキルを習得してもらうための支援
- ・企業訪問
- ・事業主の障害特性への理解の促進、適切な雇用管理のノウハウの付与
- ・離職者に対する支援
- ・関係機関との連絡調整及びケース会議等の開催

3. 利用の流れ

- ・就職が決まった段階で、ケース会議等を開催して、就労後の支援に関する検討と就労定着支援の利用の説明を行う。
- ・就労定着支援の利用を本人が希望する場合は相談支援専門員がサービス等利用計画を作成して、必要な申請書類と共に大津市に提出。就職して 6 か月経過後すぐに利用できる申請手続きを済ませておく。(セルフプランの場合は現在関わっている事業所が支援して本人がプランを作成する。)

4. 各機関の役割と動き

	期間	就労移行支援等事業所	就労定着支援事業所	相談支援事業所	働き暮らし応援センター
利用開始前		・本人への事業の説明と利用に向けた契約		・本人への就労支援等事業の説明と利用に向けた計画作成	・必要に応じて本人への事業の説明と利用に向けた登録。
通所前期	就労移行の場合2年(最大3年)	適性や課題の把握		・モニタリング(基本6か月ごと)と更新の計画作成。 ・就労定着支援を利用するための計画作成	・事業所からの情報提供を受ける。必要に応じて利用者及び事業主への対応に係る助言・援助。
通所中期		施設外訓練・職場見学実習			
通所後期		求職活動・職場開拓・トライアル雇用	本人への事業の説明		
就職					
職場定着	6か月	就職後のフォロー・定期訪問			
就労定着	3年間		・利用に向けた契約。 ・就労定着支援計画の作成 ・関係機関との連絡調整や本人との面談及び必要な支援の実施。 ・3か月に1回就労定着支援計画の見直し	モニタリング(基本3か月ごと)と更新の計画作成	・事業所からの情報提供を受ける。必要に応じて利用者及び事業主への対応に係る助言・援助。
	3年経過後		・支給決定期間終了後も本人の希望に応じて支援を継続。 ・利用終了後も関係機関から障害者の職場定着のための必要な協力が求められた場合の協力。	・就労定着支援以外にサービスを利用していない場合は、必要に応じて委託相談支援事業所で生活面のフォローを行う。	・必要に応じて関係機関との連絡調整や本人との面談と必要な支援の実施